

民間の発想で豊かなサービスを

# 提案型公共サービス 民営化制度

【令和元年度】

募集要領



市では、市が行っている全事業を公表して、民間から市の事業に対する委託・民営化の提案を募集します。

この事業を私たちが行えば、こういうアイデアが活かせる、こういうノウハウをもって実施できる、もっと市民のためになる等、市にはない新たな発想やアイデアを事業に活かす提案を求めています。

これまで、次のような実績があります。



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなぎちゃん

我孫子市総務課／令和元年7月

区分	H23募集	H24募集	H25募集	H26募集	H27募集	H28募集	H29募集	H30募集	
募集期間	H23.7.1 ～ H23.9.30	H24.6.1 ～ H24.8.31	H25.6.3 ～ H25.8.30	H26.7.1 ～ H26.9.30	H27.7.1 ～ H27.9.30	H28.7.1 ～ H28.9.30	H29.7.3 ～ H29.9.29	H30.7.2 ～ H30.9.21	
公表事業数	1,078	1,054	1041	1028	1028	1034	990	990	
照会件数	14 件	10 件	8 件	14 件	6 件	7 件	7 件	4 件	
提案件数	8 件	6 件	3 件	6 件	1 件	6 件	6 件	2 件	
審査結果	採用	3 件	3 件	1 件	5 件	0 件	5 件	4 件	1 件
	条件付採用 (継続協議)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	不採用	5 件	3 件	2 件	1 件	1 件	1 件	2 件	1 件
	24 年度実施	2 提案							
	25 年度実施		3 提案						
	26 年度実施			1 提案					
	27 年度実施				4 提案				
	28 年度実施				1 提案 (一部)				
	29 年度実施						3 提案		
	30 年度実施							3 提案	
	31 年度実施							1 提案 (一部)	
	未実施	1 提案			1 提案		2 提案		1 提案



## 制度の目的

少子高齢化や環境問題、安心・安全対策など公共の果たす役割はますます大きくなっていきます。一方、公共サービスを担う民間企業が増加し、新たな公共の担い手として登場したNPO法人、市民活動団体、ボランティアなどの活動も一段と活発になってきました。こうした状況を考えれば、これからの公共サービスは、行政だけではなく、民間の主体と行政が、それぞれの長所を活かし、対等な立場で担っていくことが必要です。

提案型公共サービス民営化制度は、これまで行政が担ってきた仕事を、民間の知恵とアイデアでより良いものにした上で、民間に移していくための制度です。市が行っている全ての事業を対象に、民間から委託・民営化の提案を募り、その提案が市民にとってプラスと判断すれば、民間への委託・民営化を進めます。行政が民間に任せたい仕事を決めるのではなく、民間がやりたい仕事を提案するこの制度をとおり、公共の分野をさらに豊かにし、その結果として、行政をもっとスリムで効率的にしていきたいと考えています。

市が取り組んでいる事業の中には、「自分たちなら、こんな方法でより良いサービスが提供できる」そんな事業がきっとあるはずです。いただいた提案は、専門家、市民の視点でしっかり審査します。ぜひ、積極的にご提案ください。



## 募集する提案内容

- ・ 現行の事業をそのまま引き受ける委託先を募集するものではありません。民間のアイデアや工夫が盛り込まれ、コストやサービスの質の面から市が実施するよりも市民にとってプラスになる提案に限ります。
- ・ 提案は、事業リストに掲げた事業の一部、または複数の事業、複数の課にまたがる事業を集約し一事業として提案しても結構です。
- ・ 複数年を条件とする提案も可能です。



## 対象となる事業

別表「我孫子市事業リスト」に掲げた市の全事業のうち、今年度で終了する事業と29・30年度提案募集で採用となった事業を除いたすべての事業が対象です。リストに「元年度で終了」、「29年度採用」、「30年度採用」と記載された事業に対する提案はできません。(採用とされた事業のうち、一部の事業については、提案ができる事業があります。備考欄をご確認ください。)



## 事業リストの見方

事業リストの見方は次のとおりです。リストは、事業名称の一覧ですから、リストだけでは事業の内容を把握できません。事業内容は、担当課にお問い合わせください。また、リストは、市のホームページに掲載するほか、冊子としてまとめたものは、本庁行政情報資料室でご覧いただけます。冊子が必要な方は総務課までお問い合わせください。（コピーは有料です。）

なお、ホームページからダウンロードしたものは、検索、並べ替え等が可能です。

欄	内 容 等
No.	・事業を特定する1から959までの通し番号です。「提案書」の「事業No.」欄には、この番号を記入してください。
個別事業	「事業提案書」の「事業名」欄に記入する事業名です。
事業内容	事業の概要をまとめたものです。詳細は担当部課にお問い合わせください。
事業費	人件費も含めた事業実施にかかる1年間の事業費です。
(内)職員人件費	事業費の内の人件費分です。
分野区分	市の総合計画上の分野区分です。
共催の有無	「★」は、市と各団体が共催している事業です。事業内容は、市も主催者の一員であることから、共催事業全体を説明していますが、提案を募集するのは市が担当している業務の範囲です。市の業務範囲については、事業の担当課にお問い合わせ下さい。 共催事業に提案があった場合、審査委員会が採用と決定しても、市が正式決定する前に他の共催者に提案を受け入れるか判断を求めることとなります。その結果、他の共催者が提案を受け入れないということになれば、市としても提案を受け入れません。
委託の有無	「全部」は、現在全体を委託している事業、「一部」は、事業の一部を委託している事業です。
民間への委託・民営化を特に期待する事業	「★」は、市がNPO団体や企業等、民間への委託や民営化が可能と考え、特に提案を期待している事業です。しかし「★」がない事業も提案を期待することに変わりありません。
担当部課	事業を担当している部課名です。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「元年度で終了」…令和元年度で終了する事業です。応募できません。</li> <li>・「29年度採用」「30年度採用」…29、30年度にこの制度で提案され採用されている事業です。応募できません。（一部を除く）</li> <li>・5桁の数字は、我孫子市第三次総合計画第三次基本計画で定めている施策コードです。コードの体系はホームページに掲載しています。</li> </ul>



## 応募できる団体

---

- 1 団体であること。（法人格の有無は問いませんが、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。）
- 2 団体又はその代表者等が、次の事項に該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する市が一般競争入札に参加させることができない者。
  - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、現に資格停止の処分を受けている者。
  - ③ 応募開始の日から採用決定までの間に、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 15 年訓令第 8 号）に基づく指名停止の措置を受けている者。
  - ④ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者、又は、応募開始の日から採用決定までの間に業務の停止を受けている者。
  - ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
  - ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者。
  - ⑦ 租税公課を滞納している者
  - ⑧ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者
- 3 我孫子市長又は我孫子市議会議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体でないこと。



## 提案手続き

- 1 事業に対する質疑・照会 … 事業リストに掲載された事業の詳細内容については、担当部課にお問合せください。 リストは市が実施している行政評価の事務事業評価表をもとに作成しています。個別の事務事業評価表は、ホームページの「市政情報」→「行政改革・行政評価」→「行政評価」→「行政評価表」でご覧いただけます。
- 2 事前協議 … 提案を検討または希望される場合は、事前に総務課までご連絡ください。総務課で制度の説明、事業担当課との調整を行います。また、協議では担当課と総務課で、制度に関することや市の所有する客観的なデータの提示、事業実施の問題点等をお知らせし、提案づくりのサポートをします。アイデアに関する助言は一切できません。 なお、NPO法人や市民活動団体等については、市民活動支援課も窓口となり、各課との調整や提案づくりの支援を行います。
- 3 提出書類 … 別紙の第1号様式「提案書」と第2号様式「提案団体調書」を提出してください。様式に書ききれない場合は、別紙を添付してください。
- 4 提出方法 … 持参、郵送、メールのいずれかの方法で1部提出してください。
- 5 提出先 … 担当課または総務課に提出してください。また、複数の課にまたがる業務を集約して一つの事業として提案する場合は、いずれか一つの課または、総務課に提出してください。



## 審査方法

審査は外部の委員で構成された審査委員会が、次頁の審査基準に基づき審査し提案の採否を決定します

審査委員会は常任の審査委員と提案の分野毎に任命する専門委員で審査します。審査にあたっては、提案者と担当課にヒアリングを実施します。

## 審査基準

審査委員会での審査基準は次の4項目です。

評価基準	評価の視点
①独自性	提案に提案者独自のアイデア、工夫が盛り込まれているか
②市民の利益	以下の項目を総合的に判断し、市民にとってプラスになるか (1) 行政と民間の役割分担として適切か (2) 市が実施するより質の高いサービスが提供でき、市民サービスの向上につながるか (3) コスト削減につながるか (4) 雇用創出など市内経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか
③実現性	実現性の高い内容となっているか
④団体能力	事業を担う体制、能力を有しているか

## 判断基準

審査委員会での判断基準は、最高裁の判例（昭62.3.20）をよりどころにしています。

最高裁の判例では、契約をするにあたり、競争入札によることが不可能又は著しく困難とは言えないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理で契約の相手方を決めるのが必ずしも適当でなく契約の目的、内容に照らしそれに対応する「資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者と契約を締結する」という方法を取ることが、当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するものと解すべきとされています。

審査委員会の委員（有識者）が提案の内容（独自性）実務の実績（信用、資力、技術力）などを有するかどうかを審査します。

## 審査結果の区分

---

審査委員会の審査結果は次のとおりとします。

- ① 採用 …………… 審査基準をすべて満たした提案。
- ② 継続協議 …… 「採用」に至らないまでも、実施することで市民にとって大きなプラスになると審査委員会が判断した提案。この場合、期限を設け、市と提案者が実施に向け、調査、研究、協議を行います。
- ③ 不採用



**原則  
3年間お任せ  
します**

## 採用提案の取扱い・事業者の選定

---

この制度は、提案を広く募集し、民間のアイデアと工夫により、サービスの質の向上を求めるもので、価格競争で契約者を決定するものではありません。審査委員会で審査結果を踏まえ、市が最終的に委託・民営化の決定を行います。

委託する場合は、予算確定後、地方自治法や関係法令に基づいて、提案者と委託契約を締結します。

委託した事業は、提案者の独自性も考慮し、原則3年間お任せしますが、契約上は原則単年度契約となります。モニタリングの結果がよくない場合には、次年度の委託はできない場合もあります。

## 審査結果の通知

---

提案の採否については、審査委員会審査及び市の決定後、速やかにすべての提案者に通知します。

## 提案の公表

---

提出された提案の事業名は、ホームページで公表しますが、団体名や提案の詳細な内容については、提案者の独自のアイデア・工夫、知的財産権等を考慮し原則として公開しません。ただし、採用された提案の内容については、非公開情報を除きホームページ等で公表します。



## スケジュール

---

- ① 提案募集期間 **令和元年7月10日（水）から令和元年9月30日（月）まで**  
（提案書を持参する場合は、募集期間中の土日祝日〈施設によっては休館日〉を除く午前8時30分から午後5時まで。）
- ② 審査委員会 令和元年10月中旬の開催を予定
- ③ 審査結果通知 令和元年11月以降を予定



## 問合せ先

---

お問合せは、電話かメールで下記までお願いします。メールの場合は、ホームページの「各課へのお問い合わせ」送信フォームをご利用ください。

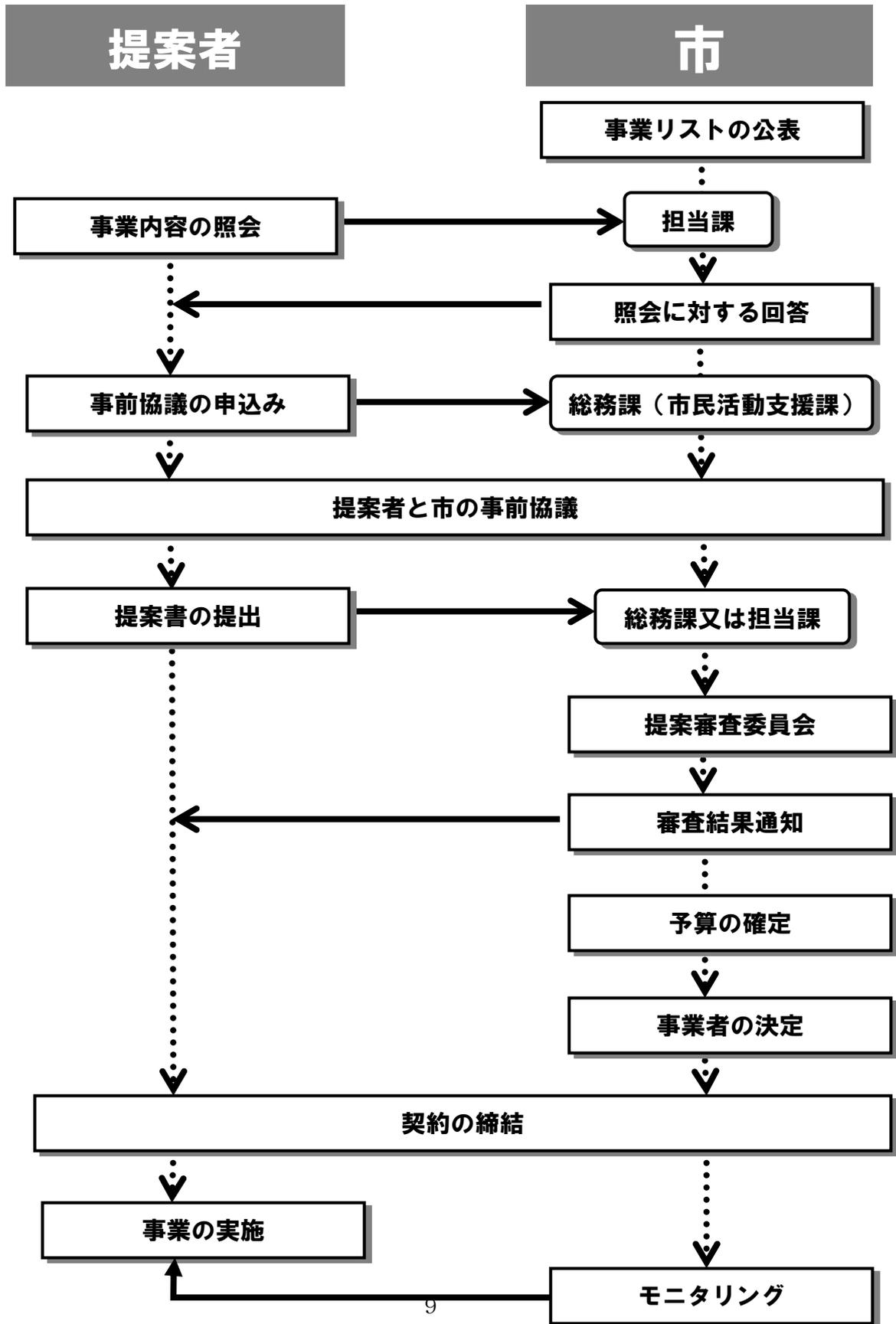
### 【制度に関する問合せ】

総務課 ☎04-7185-1111（内線 216・282・207）  
NPO法人、市民活動団体等については市民活動支援課（内線489・490）  
でも受け付けます。

### 【事業に関する問合せ】

事業の担当部課 ☎04-7185-1111  
（市役所代表番号、その他の本庁舎以外は事務事業リストに記載）

# 【提案型公共サービス民営化制度フロー】



# 提案書

※市整理No.		※受付年月日	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長 あて</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者 住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>			
事業 No.		事業担当課	
事業名			
効果	1 市民サービスの向上    2 財政の効率化    3 地域の活性化		
提案内容 (事業の執行方法など)	(別紙も可)		
市と比べ優れている点	(別紙も可)		

事業を効果的に 実施するための 条件（市の協力 等）	(別紙も可)
提案事業に係る 収支計画書	(別紙も可)

# 提案団体調書

1 団体又は法人の名称	1 企業 2 NPO法人 3 市民活動団体 4 その他 ( )	
2 代表者	役職名	氏名
3 団体又は法人の所在地・連絡先	〒	
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	
4 団体又は法人の設立年月日		
5 職員・会員数		
6 主な事業・活動内容		
7 担当者名・連絡先	氏名	
	連絡先	〒
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	